

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成29年  
3月10日  
(金曜日)

## 目次

- 告示
  - 漁船損害等補償法第百二十二条第一項の規定による同意(水産振興課).....
  - 道路の区域の変更(道路整備課).....
  - 道路の供用の開始(道路整備課).....
  - 過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく市町道の改築に関する工事の完了(道路整備課).....
  - 宇部都市計画公園事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....
- 公告
  - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....
  - 下関都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課).....
  - 平成二十九年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(建築指導課).....
- 公安委規程
  - 山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程.....

### 山口県告示第七十三号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百二十二条第一項の規定による同意があったと認めた。

平成二十九年三月十日

山口県知事 村岡嗣政



- 浮島加入区 久賀加入区 大島町加入区 通津加入区
- 柱島加入区 神代加入区 大島加入区 平郡加入区
- 室津加入区 祝島加入区 平生町加入区 光加入区
- 下松加入区 櫛ヶ浜加入区 戸田加入区 新南陽加入区
- 秋穂加入区 宇部市東部加入区 宇部岬加入区 新宇部加入区
- 藤曲浦加入区 南風泊加入区 六連島加入区 蓋井島加入区
- 黒井加入区 角島加入区 長門加入区 大島加入区
- 見島加入区 須佐加入区

### 山口県告示第七十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

山口県知事 村岡嗣政

区	間	道路の種類		敷地の幅員(メートル)	延(メートル)長	備考
		新	旧			
阿武郡阿武町大字福田下字びわノ甲		最狭	最狭	一・五・九	一、四八七・二	
一三〇六の一地先から		最狭	最狭	三・九・〇	一、四八七・二	
同郡同町大字福田上字持溝二二		最狭	最狭	三・七・〇	一、四八七・二	道路改良工事の完了による。
二の一地先まで						

区	間	道路の種類		敷地の幅員(メートル)	延(メートル)長	備考
		新	旧			
道路の種類	県道					
路線名	山口福栄須佐線					
道路の区域						

道路の種類	県道
路線名	益田阿武線
道路の区域	
区	間
新	旧
最狭 三七・〇六	最狭 一五七・〇
最広 三七一・六	最広 一五七・〇
延 (メートル)長 五九六・五	延 (メートル)長 五九六・五
備 考 号の道路三二五 (重用)	備 考 号の道路三二五 (重用)

道路の種類	県道
路線名	益田阿武線
道路の区域	
区	間
新	旧
最狭 三七・〇六	最狭 一五七・〇
最広 三七一・六	最広 一五七・〇
延 (メートル)長 五九六・五	延 (メートル)長 五九六・五
備 考 号の道路三二五 (重用)	備 考 号の道路三二五 (重用)

道路の種類	県道
路線名	宇津本村線
道路の区域	
区	間
新	旧
最狭 三七・六	最狭 二七・六
最広 三七一・六	最広 二七・六
延 (メートル)長 六三六・六	延 (メートル)長 六五七・〇
備 考 道路改良工事の 完了による	備 考

山口県告示第七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月十日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一五号 国道	阿武郡阿武町大字福田上字持溝一三〇六の一地先から同郡同町大字福田上字持溝一二二二の一地先まで	平成二十九年三月十一日

山口県告示第七十六号

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定による市町道の改築に関する工事を次のとおり完了する。

平成二十九年三月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

市名	路線名	工事完了区間	工事の種類	工事の完了年月日
山陽小野田市	有帆大休道	山陽小野田市大字有帆字樋ノ口二四八六の一地先から同市同大字下指月二二の一地先まで	道路改良	平成二十九年三月十日

山口県告示第七十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第六十三条第一項の規定に基づき、宇部都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年三月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

宇部市

二 都市計画事業の種類及び名称

宇部都市計画公園事業五・六・一 常盤公園

三 事業施行期間

昭和三十二年三月二十五日から平成三十四年三月三十一日まで

四 事業地

宇部市大字沖宇部、大字上宇部、開三丁目、開四丁目、開五丁目、野中三丁目、則  
貞三丁目及び亀浦一丁目



(六四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成  
二十八年十月二十五日山口県公告(四三〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり  
下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十九年三月十日から同年四月十日までの間、山口県商工労働部商  
政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十九年三月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク長府中土居店

所在地 下関市長府中土居本町五九〇

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(六五) 下関都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、下関都市計  
画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によ  
り、当該変更に係る下関都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年三月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画道路三・四・十四下関駅旭線

二 都市計画を変更する土地の区域

下関市幡生町一丁目及び幡生町二丁目

三 変更の内容

区域及び構造の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十九年三月十日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画道路三・四・十六旭山の田線

二 都市計画を変更する土地の区域

下関市幡生町一丁目、幡生町二丁目、幡生宮の下町及び生野町一丁目

三 変更の内容

位置、区域及び構造の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成二十九年三月十日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課

(六六) 平成二十九年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、平成二十九年二級  
建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。  
なお、試験の実施に関する事務は、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせ  
ます。

平成二十九年三月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

区分	科目	日 時	
		日	時
二級建築士試験	製図 学科	平成二十九年七月二日(日曜日)	午前十時から午後五時十分まで
二級建築士試験	製図 学科	平成二十九年九月十日(日曜日)	午前十一時から午後四時まで
木造建築士試験	製図 学科	平成二十九年七月二十三日(日曜日)	午前十時から午後五時十分まで
木造建築士試験	製図 学科	平成二十九年十月八日(日曜日)	午前十一時から午後四時まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二  
山口県セミナーパーク

三 試験の科目

(一) 学科

建築計画、建築構造、建築施工及び建築法規

(二) 設計製図

受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者であること。

五 受付場所における受験の申込み

(一) 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十九年四月二十日(木曜日)から同月二十四日(月曜日)までの午前十時から午後五時まで

(二) 受付場所

山口市大手町三番八号  
山口県建築士会館会議室

(三) 受験申込書の提出方法

受験申込書は、山口県建築士会館会議室において本人が直接提出すること。

六 郵送による受験の申込み

(一) 過去に二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、平成二十八年以前の二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されている者に該当す

る者に限り、郵送により受験の申込みをすることができる。

(二) 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十九年四月三日(月曜日)から同月十七日(月曜日)まで(平成二十九年四月十七日までの消印のあるものは、有効とする。)

(三) 受験申込書の提出方法

必ず簡易書留とし、東京都千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル公益財団法人建築技術教育普及センター本部(郵便番号一〇二一〇〇九四)宛に送付すること。

七 インターネットを利用する方法による受験の申込み

(一) 平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験の申込みをした者のうち、公益財団法人建築技術教育普及センターに対して、この試験の受験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしているものに限り、インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができる。

(二) 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十九年四月十日(月曜日)午前十時から同月十七日(月曜日)午後四時まで

八 合格者の発表

(一) 学科試験合格者

1 二級建築士試験

平成二十九年八月二十二日(火曜日)頃

2 木造建築士試験

平成二十九年九月五日(火曜日)頃

(二) 最終合格者

平成二十九年十二月七日(木曜日)頃

九 その他

(一) 試験案内、受験要領、受験申込書等の配布は、平成二十九年三月三十一日(金曜日)から同年四月二十四日(月曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)次の場所において行う。ただし、一般社団法人山口県建築士会においては、同月二十二日(土曜日)及び同月二十三日(日曜日)についても配布を行う。

配布場所	所在地
一般社団法人山口県建築士会	山口市大手町三番八号

山口県建築士会岩国支部 山口県建築士会防府支部	山口県建築士会館 岩国市尾津町一丁目六番三四号 株式会社吉村設計事務所内 防府市大字新田二〇三三の一 株式会社防府建設事務センター内
下関市都市整備部建築指導課 宇部市都市整備部建築指導課 萩市土木建築部建築課 下松市建設部住宅建築課 光市建設部建築住宅課 長門市建設部都市建設課 柳井市建設部都市計画・建築課 周南市都市整備部建築指導課 山陽小野田市建設部建築住宅課	下関市南都町一番一七号 宇部市常盤町一丁目七番一七号 萩市大字江向五一〇 下松市大手町三丁目三番三三三号 光市中央六丁目一番一七号 長門市東深川一三三九の二 柳井市南町一丁目一〇番二二二号 周南市銀座二丁目一三三三 山陽小野田市日の出二丁目一番一七号

- (一) この試験についての問合せは、広島市中区大手町二丁目一番一五号公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部(電話〇八二二四五一八〇五五)にすること。
- (二) 設計製図の課題は、平成二十九年六月七日(水曜日)頃から公益財団法人建築技術教育普及センター各支部及び一般社団法人山口県建築士会に掲示するとともに、学科の試験当日に試験場に掲示する。



山口県公安委員会規程第一号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月十日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委

員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七十一の表第九十七条の二第一項第三号イ、第一百一条の四第二項の項中「第97条の2第1項第3号イ」を「第97条の2第1項第3号イ・第5号」に改め、同表第一百一条の六第四項の項の次に次のように加える。

第101条の7第1項・第2項	臨時認知機能検査の実施及び通知
第101条の7第4項・第5項	臨時高齢者講習の実施及び通知

別表第一の七十一の表第百二条第一項・第二項・第三項・第四項・第五項・第六項の項中「通知」を「通知又は医師の診断書の提出命令」に改め、同表第百八条の二第一項第四号の項中「中型車講習」を「中型車講習、準中型車講習」に改める。

別表第一の七十二の表第三十二條の三の項中「第32条の3」を「第32条の3第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

第32条の3第2項	緊急用務のための準中型自動車の運転資格審査
-----------	-----------------------

別表第一の七十二の表第三十二條の四の項中「第32条の4」を「第32条の3の2第2項」に改める。

別表第一の七十三の表第九条の九第一項第二号の項中「並びに副安全運転指導者の資格の認定」を削り、同項の次に次のように加える。

第9条の9第2項第2号	副安全運転管理者の資格の認定
-------------	----------------

別表第一の七十三の表第二十九条の二の二第一項の項の次に次のように加える。

第29条の2の4第4項、第29条の2の5第4項	理由を証する書類の受理
-------------------------	-------------

別表第一の七十三の表第三十三條第四項第二号ニ〔準用〕第三十四條の三第一項第三号の項中「第33条第4項第2号ニ」を「第33条第5項第2号ニ」に改め、同表中

第37条の2第2項	第37条の2の2第2項	を	第38条第5項	に改め、同表第三十八條の
第38条第4項	第38条第5項		第38条第6項	
第38条第5項	第38条第6項		第38条第7項	

四の四の項中「第38条の4の4」を「第38条の4の6」に改める。

附 則

平成二十九年三月十日印刷  
発行

発行人

山口県知事

この規程は、平成二十九年三月十二日から施行する。